

香川県立五色台少年自然センター条例をここに公布する。

平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第6号

香川県立五色台少年自然センター条例

(設置)

第1条 自然の環境の中で行う集団宿泊学習、野外活動等を通じ、青少年の心身の健全な育成を図るとともに、自然科学及び人文科学に関する教育活動を通じ、青少年の科学意識の向上、創造力の開発及び自然に親しむ心のかん養を図ることを目的として、香川県立五色台少年自然センター（以下「少年自然センター」という。）を高松市及び坂出市に設置する。

2 少年自然センターの分館として、五色台少年自然センター自然科学館を置く。

(職員)

第2条 少年自然センターに、所長その他の職員を置く。

(使用料の納入)

第3条 少年自然センターを利用する者は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。

(利用の許可)

第4条 少年自然センターを利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、少年自然センターの管理及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(香川県自然科学館の設置に関する条例の廃止)

2 香川県自然科学館の設置に関する条例（昭和45年香川県条例第13号）は、廃止する。

(香川県少年自然の家条例の一部改正)

3 香川県少年自然の家条例（昭和46年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
香川県立屋島少年自然の家条例 (設置) 第1条 <u>自然の環境の中で行う集団宿泊学習、野外活動等を通じ、青少年の心身の健全な育成を図るため、香川県立屋島少年自然の家</u> （以下「少年自	香川県少年自然の家条例 (設置) 第1条 <u>少年自然の家を次のとおり設置する。</u> 名 称 位 置

然の家」という。)を高松市に設置する。

香川県立五色台少年自然の家 高松市
香川県立屋島少年自然の家 高松市

(目的)

第2条 少年自然の家は、自然の環境の中で行う集団宿泊学習、野外活動等を通じ、青少年の心身の健全な育成を図ることを目的とする。

第2条～第5条 略

第3条～第6条 略

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

4 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前				
別表第1(第2条関係) 第1表 使用料の部				別表第1(第2条関係) 第1表 使用料の部				
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額	
1	略			1	略			
2	公の施設の使用料			2	公の施設の使用料			
(1)～(33)	略			(1)～(33)	略			
(34)	香川県立五色台少年自然センター	略		(34)	香川県立五色台少年自然の家	研修室	1日	8,000円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
						宿泊施設一般	1人につき1泊	900円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
						生徒	1人につき1泊	600円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
						児童	1人につき	400円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額

(35)～(39) 略

第2表 略

	1泊	い範囲で教育委員会規則で定める額
宿泊施設を研修に使用する場合	1日	2,000円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
キャンプ場（テントを含む。）	テント1張につき1泊	340円
ホール	1室につき1日	6,000円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額
附属施設及び設備の使用料	別に教育委員会規則で定める額	
各室を分割して使用する場合の使用料、午前、午後その他使用時間を分割して使用する場合の使用料、冷暖房使用料及び電気特別使用料は、別に教育委員会規則で定める。		

(35)～(39) 略

第2表 略